別表六の二(十)付表の記載要領第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同表を別表六の二(六)付表とし、同表の次に次の二表を加える。

別表六の二（九）　沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・	法人名	

各連結法人における法人税額の計算

各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）	10	円
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	11	
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	12	
	総調整前連結税額基準額 (12)×20/100	13	
	繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(26の①)の合計）	14	
	繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(26の②)の合計）	15	
	繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(26の③)の合計）	16	
	繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 平・・平・・（各連結法人の(26の④)の合計）	17	
	繰越税額控除可能額の合計額 合計	18	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十)付表「2の㉑」）	19	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十)付表「2の㉒」）	20	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十)付表「2の㉓」）	21	
	調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 平・・平・・（別表六の二(二十)付表「2の㉔」）	22	
	調整前連結税額超過構成額 合計	23	
	法人税額の特別控除額の合計額 (18)－(23)	24	

各連結法人における法人税額の計算			
各連結法人税額の計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (12)×(1)/(10)	2	
	繰越税額控除限度超過額（25の計）	3	
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (13)×(1)/(11)	4	
	法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	5	
	法人税額基準額 法人税額基準額（(4)と(5)のうち少ない金額）	6	
	当期繰越税額控除可能額（(3)と(6)のうち少ない金額）	7	
	調整前連結税額超過構成額 (19)×(26の①)/(14)＋(20)×(26の②)/(15)＋(21)×(26の③)/(16)＋(22)×(26の④)/(17)	8	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (7)－(8)	9	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は連結事業年度		前期繰越額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25)－(26)
		25	26	27
平・・平・・	①	円	円	
平・・平・・	②			外 円
平・・平・・	③			外
平・・平・・	④			外
計			(7)	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（九）　記載要領

１　この表は、連結法人が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。